

災害に備えましょう！

# 避難行動要支援者登録制度

大口町では、地震などの災害への対策として、高齢者や障がい者など自分で避難が難しいと思われる方（避難行動要支援者といいます）を守るため、隣近所、地域で支え合う「避難行動要支援者登録制度」を実施します。「ご協力をお願いします。」



## この制度は？

この制度は日頃の近所づきあいの延長で、災害の対応に不安のある方が近所の方に安否確認等の支援をあらかじめお願いするものです。そのため、支援をしてくれることになった方（地域支援者）は何らかの責任を伴うものではありません。いざという時に、できる範囲で支援をお願いするものです。

不安な方と地域を結び、また、警察や消防、関係支援団体（自主防災会、行政区、地域自治組織、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、地域包括支援センター）と情報を共有することで、災害時の被害を少なくしようとする取り組みです。

## 登録できる人は？

「災害の発生」「災害のおそれがある」場合に、自ら避難することが難しい方で、避難するために特に支援が必要な方（避難行動要支援者）。

- ① 65歳以上のひとり暮らしの方
- ② 75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ③ 介護保険制度の要介護2から5までの在宅の方

④ 身体障害者手帳1級から4級までの方

⑤ 療育手帳A判定およびB判定の方

⑥ 精神障害者保健福祉手帳1級および2級の方

⑦ 妊産婦

⑧ その他災害時に自力での避難が困難な方で、右記に準ずると町長が認める方

※該当者の方には個別に案内します。

## 地域支援者（近所の方）の役割

- ▽災害発生時に安否の確認
- ▽関係支援団体に安否の報告
- ▽状況に応じて避難所への誘導

## 登録の申し込み

登録は、申請者（要支援者）が近所の方に地域支援者になることのできることを得て、登録票に記入してください。地域支援者はできれば複数人にお願ひしてください。

支援してくださる方が見当たらない場合は、空欄のままの提出も可能です。後日、関係支援団体と調整させていただきます。

登録していただいた情報については、台帳を作成し、行政、関係支援団体に情報を提供しますので、申請者および地域支援者の方は、情報の提供について同意をしていただくことになります。

準備が整った関係支援団体は、情報をもとに日頃からの見守りをおこないます。

## 個人情報の取り扱い

登録いただいた個人情報は、行政、関係機関および関係支援団体において適切に管理し、申し込まれた方の支援（災害時および日頃の見守り）以外には使用いたしません。

## 防災対策

災害が発生した場合は、みなさんが被災者になる可能性があります。地域支援者（支援をお願いした近所の方）に必ず支援してもらえる（できる）とは限りません。家具転倒防止等の対策を実施するとともに、日頃からお互いに声掛けをして良い「近所付き合い」をしましょう。

## 申込みおよび問合せ先

▽ほほえみプラザ

健康生きがい課 ☎94-0051

福祉こども課 ☎94-1222

▽役場

町民安全課 ☎95-1966

